

議案第65号

磐田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例の
制定について

磐田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のように
制定するものとする。

令和8年6月8日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市森林等の火入れに関する条例の一部を改正する条例

磐田市森林等の火入れに関する条例（平成17年磐田市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「強風注意報、乾燥注意報又は火災警報」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報」に改め、同条第2項中「とき、又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市森林等の火入れに関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、乾燥注意報又は火災警報</u>が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は<u>強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたとき</u>には、速やかに消火しなければならない。</p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、</u>火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる<u>場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合には、</u>速やかに消火しなければならない。</p>